⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成12年から同法等に準じ、任意で環境影響調査を実施している。その結果、大気質、騒音及び振動等については法令に定められた基準等を満足するとされているが、必要に応じて低騒音型機械の採用などにより周辺環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、工事実施中及び供用後の水質についても、環境基準値を下回るため、影響は小さいとされている。

動植物については、上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ起業者が令和６年12月等に実施した照査によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）（以下「種の保存法」という。）、環境省レッドリスト及び島根県レッドデータブックを基に重要種を選定しており、哺乳類３種、猛禽類を含む鳥類23種、爬虫類４種、両生類６種、昆虫類47種、魚類６種、底生動物３種及び植物19種が該当した。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、環境保全措置及び環境配慮により回避・低減されるため影響は小さいとしている。主な保全措置として、動物については、種の保存法における国内希少野生動植物種のクマタカ、環境省レッドリストにおける準絶滅危惧のチュウサギは工事時期の配慮等により、環境省レッドリストにおける準絶滅危惧のクロマルハナバチ、島根県レッドデータブックにおける準絶滅危惧のモリアオガエル、シロマダラ、ヒメサナエ、ゴイシシジミ、イッシキキモンカミキリは植栽・草地修復・法面緑化等の実施により、環境省レッドリストに情報不足として掲載されているヒラマキミズマイマイは、濁水処理施設の設置等により影響はそれぞれ回避・低減できると評価しており、起業者は本件事業の施行において、これらの環境保全措置を講じるとしている。植物については、環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のミズマツバ、島根県レッドデータブックにおける準絶滅危惧のホウビシダ、アオネカズラは、個体の移植により、影響は回避できると評価している。

加えて、起業者は、今後工事による予測し得なかった環境に及ぼす影響がみられた場合は、必要に応じて専門家の助言を得たうえで適切な措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地については、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地１箇所の試掘調査を行い、発掘調査の必要がないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、矢原川における洪水調整を目的として、堤高51.3m、堤頂長266.5m、総貯水容量7,000,000㎥、有効貯水容量6,700,000㎥の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、ダムの建設位置については、４案による検討が行われている。そのうち、申請案とした矢原川中流案は、他の３案と比較し、堤体積は大きくなるものの、地形・地質上優れ、水没家屋が少なく、事業費を低く抑えられることから、社会的、技術的、及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、当流域では幾度も洪水被害が発生していることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、流域自治体の長等からなる矢原川ダム建設促進期成同盟会から本件事業の早期完成を強く要望されているところである。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　島根県浜田市役所、浜田市三隅支所
島根県益田市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地
島根県浜田市三隅町矢原地内
島根県益田市美都町久原地内

○北海道開発局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号及び二百七十二号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
北海道十勝郡浦幌町字新得東一線三四番一から同町字新得東一線三四番一まで	後	Ｂ・Ａ　一一・〇メートル Ｃ　一一・〇メートル	六七・六キロメートル	起点は上記Ａ、終点は関係地図Ｂの面及び区にて分表Ｃに示す。
	前	Ｂ・Ａ　一一・〇メートル Ｃ　一一・〇メートル	六七・六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
北海道新得町字新得東一線三四番一から同町字新得東一線三四番一まで	後	二二・八メートル 一一・八メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇メートル
	前	二二・八メートル 一一・八メートル	〇・〇キロメートル 四四・六メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部